

当院では以下の基準を満たし、**電子的診療情報連携体制整備加算**の算定を行っております。

- オンライン請求を行っていること
- 診療報酬明細書を患者さんに無償で交付していること
- オンライン資格確認を行う体制を有していること
- 医師が、オンライン資格確認等システムを利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室や手術室、処置室等において、閲覧や活用できること
- マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さんの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること